



受動喫煙を防止し、健康で快適な生活環境を維持することを目指し

分煙施設の 設置費用を補助します

対象エリア

宇部市全域

対象となる施設

利用者が無料で利用できる分煙施設(屋内外問わず)

※従業員専用の分煙施設は対象外

例：店舗等を利用される方のための分煙施設 等

補助対象者

宇部市内の土地の所有者又は使用者
宇部市内の建物の所有者又は使用者

補助額

上限 **100** 万円（補助率2/3）

対象になる費用

工事費、設備費、案内表示設置費、備品購入費(空気清浄機、灰皿等の機器及び備品等)

募集開始

令和8年 8月 3日(月)～

※申請前に事前相談が必要です

先着順
予算の範囲内

事前相談から補助金の請求

までの流れは **裏面** へ

宇部市分煙施設設置補助金の手続きの流れ

事前相談

申請前に必ずご相談ください。

交付申請

工事着工前に、交付申請一式を提出してください。

審査・交付決定

申請内容を審査後、交付決定通知書を送付します。
※審査は2週間程度かかります。

設置工事

工事開始

実績報告

工事完了後、30日以内又は申請した年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告一式を提出してください。

補助金額の確定

補助金確定通知書を送付します。

補助金の請求

速やかに請求書を提出してください。



交付要綱、申請様式など
詳しくは市ウェブサイトをご覧ください▶



問合せ・書類提出先

宇部市保健センター(健康増進課)
〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目1番10号
電話:0836-31-1777
メールアドレス:hose@city.ube.yamaguchi.jp